

**電気用品安全法第八条第一項第一号
(第二十七条第二項第一号)の承認の申請について**

平成18年3月30日
経済産業省大臣官房商務流通審議官発
各経済産業局長及び内閣府沖縄総合事務局長あて

電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号。以下「法」という。)第八条第一項第一号(第二十七条第二項第一号)の承認の申請の受付については、下記により取り扱うようお願いいたします。

記

平成18・03・29商第1号「電気用品安全法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」第1 1.(1)カに該当するとして、法第八条第一項第一号(第二十七条第二項第一号)の承認の申請をする者の申請書は、電気用品安全法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第八十四号)様式第八の項目のうち、必要に応じ「2 電気用品の構造、材質及び性能の概要」、「3 対象となる技術水準」、「6 製造、輸入又は販売を予定する数量」、「7 使用者が特定している場合は、その者の氏名又は名称及び使用の場所」及び「8 届出の年月日及び電気用品の型式の区分」が省略されたものであって足りることとする。

以上